No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
110.	其行石	頁	項目	項目名	兵円	四日	
1	09_(案)電力受 給契約書	3	第11条	(電力料金の 支払)	契約後に毎月お送りする計量値のお知らせの提出資料 について 電子印の会社印(角印)を使用しての提出でもよろし いでしょうか。	電子印で構いません。	R7.9.26
2	09_(案)電力受 給契約書	2	第9条5	(売却電力量 の計量)	【設備工事について】 契約期間内に電力量計交換含め受注者が費用を負担す る設備工事の予定はありますでしょうか。	計量器の交換については、「09_(案)電力受給契約書」第9条第5項に記載のとおりです。 その他設備工事について、買受人が負担する予定はございません。	R7.9.26
3	09_(案)電力受 給契約書	3	第12条	,			R7.9.26
4	09_(案)電力受 給契約書	3	第12条	(非化石価値 の取扱い)	第2項にて「非化石認定に係る申請等については、発電事業者で必要となる手続き及び費用の負担 は甲が行うこととする。」とありますが、落札者と なった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、 事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費 用の負担することは可能でしょうか。	買受人による申請でも差し支えありません。	R7.9.26

No.	資料名		該当		質問	回答	回答日
110.	其1111	頁	項目	項目名	貝川	四百	
5	電力受給に関す る運用申合書 (案)	3	別添		発電計画のExcelは貴庁のフォーマットで提出いただく 認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R7.10.27
6	仕様書	2	5	発電計画	翌日等発電計画について翌々日までの発電計画を毎日2時間毎(奇数時間帯)に連絡をしていただけるという認識でよろしいでしょうか。その場合、発電計画に変更が生じた場合のみご連絡いただく形にしていただくことは可能でしょうか。	ご認識の通りです。 変更が生じた場合のみのご連絡は原則として対応でき	R7.10.27
7	別紙1					月単位の過去実績から目標を算出しているため目標売 却電力量を30分値で提供することはできません。	R7.10.27
8	仕様書	2	5	発電計画	発電計画の変更について過去実績で変更は最大1日何回ありますでしょうか。 また、変更の時間指定(変更するコマは5時間後から等)は可能でしょうか。	流れ込み式発電所は、常に最新の値を反映しますので、送付する度に変更になる場合があります。 変更の時間指定は対応できません。	R7.10.27

No.	資料名		該当		質問	回答	回答日
110.	дтги	頁	項目	項目名	저면	HH	шин
9	仕様書	2	5	発電計画	夜間の(17時以降)の変更はありますでしょうか。ある 場合、変更に対応できない場合どのような対応になり		R7.10.27
10	仕様書	2	5	発電計画	計画変更のご連絡をいただく際には計画値のExcelの変更部分を色付け等で明確にしていただけますでしょうか。		R7.10.27
11	入札説明書	4	8	入札・開札	参加資格申請後に入札の参加を辞退するとなった場合、辞退届等の提出は必要でしょうか。必要な場合、 提出期日などはございますでしょうか。	電子入札システムにより、入札締切日時までに辞退届 の提出をしてください。	R7.10.27
12					現在のご契約者様及び契約単価をご教示いただけますでしょうか。	現在の契約に関する昨年度の入札結果は以下の通りです。 ①東・柳原・関根発電所 落札者:関西電力株式会社 落札金額:1,661,670,900円(税抜き) 目標売却電力量:113,270,000kWh ②小平・矢倉・広池発電所 落札者:関西電力株式会社 落札金額:2,866,906,260円(税抜き) 目標売却電力量:192,798,000kWh	R7.10.27

No.	資料名	<b>-</b>		箇所 不見た	質問	回答	回答日
13	群馬県小平発電 所など水力発電 所6か所で発電 する電力の売却 仕様書	<u>頁</u>	項目 4	項目名 容量市場の取 扱い	24fy入札においては、容量市場収入は電力料金から容量確保契約金額を控除するものと整理されていたが、今回控除しないとした理由はなにか。	入札ごとに容量確保契約金額の扱いやその他条件の取り扱いを設定しております。	R7.10.27
14	入札説明書	4	8	入札・開札	100に相当する単価に置き換えた上で入札を行えばよ	算した金額(=契約予定総額)から110分の100 にした金額を入札書に記載します。 落札金額を消費税等相当額を含んだ金額とするため、	R7.10.27
15	群馬県小平発電 所など水力発電 所6か所で発電 する電力の売却 仕様書	1	4	売却電力量	目標売却電力量における出水率および事故率 (計画外 停止率) の前提をご教示いただけますでしょうか	目標売却電力量は、過去実績等から算出した可能発電電力量から所内電力量を除き、30日以上の連続停止については考慮して算出しております。出水率および事故率は使用しておりません。	R7.10.27
16	群馬県小平発電 所など水力発電 所6か所で発電 する電力の売却 仕様書			別紙2	各年度の出水率およびコマ別実績値(令和6年度は別紙 3であるため除く)ならびに事故停止等のトラブル有無 をご提示いただけますでしょうか	実績可能発雷力をその月の平水年における月平均可能	R7.10.27

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
110.	貝科石	頁	項目	項目名	貝미	凹台	凹合口
17	群馬県小平発電 所など水力発電 所6か所で発電 する電力の売却 仕様書	2	5	発電計画	「買受人都合による運転パターンの変更は行わない」 とあるが、少なくともダム式発電所に関しては貯水運 用を行う等の協議余地を認めていただけないでしょう か (当該発電所の電源価値の向上にも資するものと思 料)	国や水資源機構が所有するダムを使用している発電所 については、利根川ダム統合管理事務所の「放流指示 及び通知書」に基づき運用しているため、貯水運用は 難しく協議はできません。	R7.10.27
18	群馬県小平発電 所など水力発電 所6か所で発電 する電力の売却 仕様書	4	4	容量市場の取り扱い	「買受人の責めに帰すべき事由」とあるが、具体的に どういったケースを念頭に置いているのでしょうか	発電計画の提出漏れや発電制約に関する群馬県企業局への連絡漏れ等によりペナルティが発生した場合などを想定しております。	R7.10.27
19	群馬県小平発電 所など水力発電 所6か所で発電 する電力の売却 仕様書	6	5	系統連系受電 サービス料金 (発電側課 金)の取扱い	関根発電所については、3月のみ運転ということであれば当該時期のみ発電量調整供給契約を締結することは取りえないのでしょうか		R7.10.27
20	電力受給契約書		第14条	容量市場の取 扱い	「買受人の責めに帰すべき事由」とあるが、具体的に どういったケースを念頭に置いているのでしょうか	回答No.18のとおり	R7.10.27
21	その他				付き地産地消メニューの展開を行うことは差し支えな	地産地消メニュー作成については、差し支えございません。 共同対応については、内容を確認の上、可否を判断いたします。	R7.10.27

No.	資料名			箇所	質問	回答	回答日
	жпп	頁	項目	項目名	2414	H	
22	04_仕様書	4	5	系統連携受電 サービス料金 (発電側課金) の取扱い	系統連系受電サービス料金については、実質買受人の 負担となり、同額を企業局からの請求時に相殺する形 という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。	R7.10.27
23	04_仕様書	4	5	系統連携受電 サービス料金 (発電側課金) の取扱い	各発電所ごとの、系統連系受電課金対象電力と系統設備効率化割引区分と合わせて直近の発電側課金の支払額の一覧をいただくことは可能でしょうか。		R7.10.27
24	09_(案)電力需給 契約書	3	第11条	電力量料金の 支払	支払は振込での対応は可能でしょうか。納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となっていますでしょうか。窓口納付が必要な場合、三井住友銀行と収納契約はございますでしょうか。	が送付する納入通知書に記載してある普通預金口座へ	R7.10.27
25	仕様書	7	1		弊社は東京エリア(群馬県)に発電バランシンググループを保有しておらず、委託先の発電バランシンググループに加入いただくことになりますが、問題ございませんでしょうか。		R7.10.27

No.	資料名		該当	箇所	質問	回答	回答日
110.	其/行1	頁	項目	項目名	, ·	四百	
26	電力受給契約書	2	第9条	計量	「4 電力量計の故障等により電力量を正しく計量できない場合には、この故障期間の供給電力量について、その都度甲及び乙は協議のうえ決定する。」とありますが、実際は、一般送配電事業者が託送供給等約款に基づき、協定値を算出した値とするという理解で良いでしょうか。	お見込みの通りです。	R7.10.27
27	電力受給契約書	4	第14条		「3 乙の責めに帰すべき事由により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、甲が電力広域的運営推進機関から経済的ペナルティを科せられた場合は、当該経済的ペナルティについて乙が負担するものとする。」とありますが、乙の責めとは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。	回答No.18のとおり	R7.10.27
28	電力受給契約書	4	第15条	サービス料金 (発電側課	系統連系受電サービスに係る契約について、買受人が 「甲に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務」(以 下、代行回収)を無償で受託するとありますが、買受 人側で代行回収ができないため、その場合の取扱いお よび契約書内容について、ご協議により変更すること は可能でしょうか。		R7.10.27
29	電力受給契約書 運用申合書 仕様書	-	-	-	落札となった場合、電力受給契約書含む各資料について、案から一切変更不可というものではなく、必要に応じて協議可能との理解で良いでしょうか。	入札公告資料で協議事項となっているもの以外については、原則資料の通りとなります。	R7.10.27